

出納員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 1月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第4号

出納員等に関する規則の一部を改正する規則

出納員等に関する規則（昭和53年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表第 1現金出納員 1出納員の表健康福祉局の項第 1号中「健康部保健医療課」の次に「、生活衛生部環境薬務課」を加え、同表教育委員会事務局の項第 1号中「教育支援部義務教育課」の次に「、同部高等学校教育課」を加える。

附 則

この規則は、令和 7年 2月 3日から施行する。